

## 公正な取引関係の構築に関する取り組み

フード連合 産業政策局  
UA ゼンセン 総合サービス部門

### 1. 導入

食品関連産業で働く私たちは国民の命、豊かで健康な生活に繋がる「食」を支えていると自負しています。そのなかで、フードバリューチェーンのなかで生産者から消費者に届くまでの各段階において、それぞれが生み出した価値が公正、適正に評価される社会を目指しています。一方で、食品は生活必需品であるがために、特に価格に消費者の意向が反映されやすく、そのために生じたゆがみが私たち、食品製造業にしわ寄せされていると考えています。その結果、食品関連産業の賃金は相対的に低位にあるのも事実です。

しわ寄せの具体例として、食品製造業と流通、小売業との取引において、優越的地位の濫用行為を含む不公正な取引が発生していることが現実です。「食」に関わる労働組合の集まりであるフード連合とUA ゼンセンは実際の営業現場で働く組合員を対象に「取引慣行に関する実態調査」を実施し、問題となり得る事例の発生状況を確認しており、その結果を関連する省庁、業界団体、政党等に伝え、取引の健全化、関連する政策立案を促す活動をしています。

食品の取引の健全化は、我々の組合員を守るために必要であり、そして結果として国民の豊かで健康な食生活を守ることとなると考えます。

### 2. 調査結果の要約 ※「取引慣行に関する実態調査」参照

#### ◇調査目的

取引現場における問題となり得る事例を集約し、現場の声として公正取引委員会をはじめとする各方面へ伝え、改善を求める。

#### ◇調査期間

2022年9～10月

#### ◇調査内容

「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」をベースに、14の取引の種類・形態において、独占禁止法や下請法と照らし合わせて問題となり得る事例の発生状況を確認した。

#### ◇回答件数

▽回答総数：4,257件

▽14の「問題となり得る取引事例」の発生総数：3,135件

#### ◇特徴点

・優越的地位の濫用行為や食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインにおいて問題となり得る取引事例は3,135件発生している。

- ・14 の「問題となり得る取引事例」のうち、「原材料価格等の上昇時の取引価格改定」に関連した事例が 474 件と最も多く、次いで「従業員の派遣、役務の提供（不当な労務提供）」が 439 件、「店舗到着後の破損処理」が 306 件となっている。
- ・「原材料価格等の上昇時の取引価格改定」では、資料等を基に値上げの根拠を説明しているにも関わらず、競合他店の価格据え置き状況等を理由に一方的に価格を据え置かれている状況が発生している。
- ・「従業員の派遣、役務の提供（不当な労務提供）」では、年間 61 回以上が 15 件（4.1%）発生している。休日や深夜に及ぶ労務提供も依然として発生している。
- ・「店舗到着後の破損処理」では、メーカー側に破損の原因があることが特定されていないにも関わらず、一方的に返品対応を求められる状況が発生している。
- ・14 の「問題となり得る取引事例」のうち、一つ以上「問題あり」の回答のうち、352 件（27.6%）は取引の状況は改善していると答えている。一方で、857 件（67.2%）は変化を感じておらず、67 件（5.3%）は悪化していると感じている。

### 3. 調査結果を用いた中央省庁要請概要（2/13 実施）

対象省庁	主な要請内容	回答主旨
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法に基づく優越的地位の濫用行為の改善指導、法令遵守の徹底</li> <li>・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引に関する相談にはこれまで以上に丁寧に、かつ厳正に対応しており、現場の生の声を伝えていただけることはありがたい。</li> <li>・適正な価格転嫁の実現に向けて、受注者や関係省庁、団体からの情報提供が多かった約 3 万社の発注者に調査を行うなどこれまでに無い規模での対応を進めている。</li> </ul>
中小企業庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請法に基づく優越的地位の濫用行為の改善指導、法令遵守の徹底</li> <li>・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、価格交渉促進月間やその後のフォローアップ調査を実施するなど対応を強化している。</li> </ul>
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全なフードバリューチェーンを実現のための消費者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エシカル消費の普及啓発に取り組んでいるが、そのなかで原材料等のコスト状況を踏まえて持続可能な消費のために価格転嫁の必要性を消費者に伝える取り組みを開始する。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正取引推進ガイドラインの実効性確保と周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なコスト増に加え、E S G などの対応にもコストが掛かっており、そういつ</li> </ul>

	<p>・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施</p>	<p>た付加価値を勘案しても日本の食品は価格が低すぎると考える。</p> <p>・適正取引推進ガイドラインの普及啓発の方法や食品版パートナーシップ構築宣言など新たな取り組みも検討している。</p>
--	---	--

#### 4. 今後の予定

##### ◇省庁地方支所要請（4月以降随時）

実態調査には地方に拠点をもつ取引先も上がっていることから、公正取引委員会・経済産業局の地方支所に対する要請も行き、地域毎の取引先への具体的な対応に繋げる。

##### ◇業界団体への要請（5月以降随時）

スーパーマーケット、ドラッグストアを含む小売業界では、業界内への適正取引の浸透等を目的とした自主行動計画の策定を平成30年3月以降進めている。加えて、令和4年4月には農林水産大臣より労務費、原材料費およびエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう小売業の業界団体に対しても要請が出されている。これらの対応の状況を確認し、取引実態を伝えたくて今後の対応を協議するために、主要な小売業の業界団体への要請を行う。

##### ◇連合との意見交換（3月予定）

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現」を重点政策に掲げる連合に対して、食品関連産業の取引実態を伝えることで、連合の政策実現の取り組みのなかで食品関連産業への対応を重み付けすることを狙う。

##### ◇加盟組織への伝達（随時）

残念ながら問題となり得る取引事例はフード連合、UA ゼンセンの加盟労組の企業においても発生している現状を踏まえ、両組織内で調査結果に基づく具体的な発生状況を伝え、該当労使での協議に繋げる。

#### ◆意見交換のポイント

食品製造業と小売業の価格転嫁も含めた公正な取引関係の構築については、我々の取引慣行に関する実態調査を踏まえた省庁要請によってこれまで同様に一定の前進が期待できます。また政府の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や農水省の制定した「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」によって取引価格への転嫁状況は好転している状況です。一方で、食品製造業と小売業の間での価格転嫁をめぐる実際の現場では不公正な取引が発生していることも事実であり、仮に価格転嫁が受け入れられたとしても他の費用で相殺されるなどの事例もあり、多面的な確認と対策が必要となります。

食品関連産業で働く私たちの賃金引上げの環境を整えること、そして働きがい・やりがいのある仕事

を守ることは、国民の豊かで健康な食生活を守ることに繋がると認識しています。食の価値が適正な価格で評価された状態でも、消費者が安心して購買できる社会とするために、政治の側からの働きかけもお願いいたします。

以上